

消防団員に係る源泉徴収票の誤記載と対応について

1. 概要

消防団員の報酬については、令和4年度の税制改正により、年額5万円以下の報酬が非課税とされています。

源泉徴収票の「支払金額」欄には非課税額を除いた課税対象額を記載する必要がありますが、令和6年分源泉徴収票の送付対象者190名のうち、86名について、同欄に非課税額を含めた金額を誤って記載していました。

源泉徴収税額に誤りはありませんが、住民税等の税金を過分に納付した消防団員がいることが確認されました。

主な原因は、財務会計システムへの非課税額入力を失念したことによるものです。

2. 消防団員への影響

該当する消防団員に住民税の過誤納が発生しています。

当該過誤納は、訂正後の令和6年分給与支払報告書に基づき、税務課において還付手続きが行われます。

なお、所得税については別途、税務署での手続きが必要となります。

また、課税所得金額の変更に伴い、国民健康保険税や介護保険料等にも影響(還付)が生じる可能性があります。該当する場合は、住民税の更正と連動して還付されます。

3. 今後の対応

訂正後の令和6年分源泉徴収票を作成し、謝罪文を添えて対象者へ送付するとともに対象者の住民税について、還付手続きを行います。

また、所得税の還付手続きについては、個別にご案内いたします。

4. 再発防止策

消防団員に係る源泉徴収制度は特例的な扱いであることから、事務引継ぎ内容を明確化し、担当者間で共有します。

また、複数の職員で、非課税額の反映状況を確認するよう徹底します。

5. 市民の皆様へのお詫び

この度の源泉徴収票の誤記載により、消防団員をはじめ、市民の皆さまにご心配とご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

市民の安全を支える消防団員に対し、このような事務上の不備が生じたことを重く受け止め、再発防止に全力で取り組んでまいります。

【問い合わせ先】

消防対策課 62-5562

会計課 68-9112